

青森県における弁護士過疎解消のための有効な方法とは
ー現状から課題を考えるー

2009 年度卒業研究概要 弘前大学人文学部 秋元美保

はじめに

青森県は、弁護士 1 人当たりの県民数が全国 1 位、司法書士も同じく 1 位、行政書士は 2 位で（2009 年 10 月現在）、地域における法的サービスの供給が十分でない司法過疎状態にあると言える。所属する裁判法ゼミナールでは、司法過疎をテーマの一つとしてとりあげ、県内の法律事務所、裁判所、日本司法支援センター（以下、法テラス）などでヒアリング調査を行った。司法過疎という問題の中でも主に弁護士過疎に興味を持つようになった。弁護士に対し、行政書士や司法書士に比べて敷居が高く需要が低いイメージを持っていた私にとって、その深刻な過疎の実態は心底意外なものであったためである。

そこで本論文では、弁護士業務を概観し、青森県における弁護士の現状を把握したうえで、弁護士過疎解消のために良質な法的サービスの供給をはかるための方策を検討したい。

第一章 弁護士業務の概観

まず、弁護士の法的位置づけと業務態様を概観する。近年、司法制度改革の影響により、弁護士業務は多様化している。弁護士過疎地における業務はその一つである。日本弁護士連合会（以下、日弁連）では、弁護士過疎解消のため、1990 年代以降、法律相談センターの増設、ひまわり基金法律事務所の開設、弁護士偏在解消対策（弁護士 1 人当たりの人口が 3 万人を超える地域を特別に対策が必要な地域として定め、経済的支援や協力事務所の設置を行う取組み）などの様々な方策を講じてきた。そして、2000 年代に入り、法テラスの設置など、国も司法アクセス改善に全面的に乗り出すにいたった。

第二章 青森県における弁護士の現状

次に、青森県内の弁護士の現状を把握する。

弁護士数を地区住民人口別に算出した。弁護士 1 人当たりの県民数は、青森・弘前・八戸では 3 万人以下であるが、十和田・三沢では 5 万人、むつ下北では 8 万人に上り、県全体はもとより県内でも地域により弁護士過疎が進行していることが分かる。

次に、青森県弁護士会より入手した県内の法律相談センターの業務統計資料にもとづいて、県内の弁護士への相談ニーズの把握を試みた。その結果、青森・八戸・弘前・西北五・十和田・むつ下北の計 6 ヶ所（2009 年 9 月現在）に設置される同センターには多くの法律相談が寄せられており、離婚請求、相続、債務整理の内容が多いことが明らかになった。

加えて、県内の弁護士活動の実情に迫るため、ゼミ活動の一環として、個人事務所、ひまわり基金法律事務所、法テラス、法人事務所という多様な形態の法律事務所 7 ヶ所でヒアリングを行った。いずれも待ち日数は早くも 2~3 週間、手持ち案件も 100 件程に上っていた。案件の割合で最も多いのは債務整理で、次点が離婚であった。青森県に弁護士が増えても、仕事は目に見えて減ったわけではなく、なお人数不足を感じるというのがほぼ共通した見解であった。刑事弁護に関しても、当番弁護の出動回数が減った一方、被疑者国

選弁護の対象事件拡大と裁判員制度の施行を受けて負担が増え、弁護士の必要性は高いという声が多く聞かれた。

以上のデータおよびヒアリング調査結果は、青森県内に弁護士は総体として少なく偏在している反面、相談ニーズは大きいことを示している。

第三章 青森県における法的サービス供給方法

前二章を受けて、青森県内の弁護士過疎解消策を、法的サービス供給方法から検討する。

まず、日弁連等の取り組みの中で生まれた制度や既存の方法を有効に活用し、県民に法的サービスを供給する方法がある。

第 1 に、任期制事務所の利用がある。ひまわり基金法律事務所は、開設・運営に際して費用の援助、事務員の研修等人員確保の援助があり、弁護士に公益的業務の遂行が義務化される一方、経営はその弁護士に任されるため自主性が尊重される。任期制をとり、任期満了後に過疎地を離れることもその後定着することも選べるため、選択の幅の広い制度と言える。法テラスのスタッフ弁護士も任期制で、ひまわり基金法律事務所よりさらに公益性が高く、利益追求がないので社会正義の実現に適した制度である。法改正により可能になった弁護士法人にも注目が集まっている。すぐに経営が安定しなくても法人全体でバランスをとることができ、支所を出せるので、長いスパンで司法過疎地でも安定的な経営が可能になる。しかし、青森県には弁護士法人が少ない現状にある。

勤務弁護士の受入れは、地縁血縁のない新たな人材確保のうえで重要な役割を果たす。勤務弁護士として業務をこなすことは、技術、知識的な面の向上にもつながる。しかし、青森県では勤務弁護士が少なく、弁護士過疎の原因の一つとして考えられてきた。

弁護士を増やす対策ではなく、事務所の能力を高めることを重視するならば、事務職員の充実も考えられる。法律事務所において事務職員の役割は大変重要であり、特に弁護士過疎地ではそれが顕著である。交通網が十分に整備されておらず弁護士の移動に時間がかかるため、事務職員の職務の拡大も望まれる。しかし、拡大しすぎてしまうと非弁活動になりかねず、業務範囲等については慎重な検討が必要である。

弁護士以外による法的サービスの供給もありうる。法曹人口に関する議論でしばしば取り上げられるのが、隣接法律職である。特に司法書士は近年簡裁代理権を与えられ、その動向が注目されている。地方自治体の法律相談も注目される。特に市役所には、法的問題であることを認識していない市民が相談に来た際に法律事務所を紹介するというネットワークを形成しているところもあり、受付案内窓口のような役割も果たしている。また、裁判外紛争解決手続（ADR）は、司法過疎地での有効な法的問題解決方法となりうる。青森県でも、消費生活センター等による ADR 機能の実効性向上が期待される。

第四章 課題

最後に、第三章で見た法的サービス供給方法を踏まえて、課題点を挙げていく。

まず、任期制について、弁護士の交代は、一度築いた信頼関係を再構築し、利用者にとって不利益をもたらす可能性がある。他方、今まで弁護士が一人もいなかった地域の視点からは、たとえ交代しても弁護士がいるに越したことはないであろう。また、他の弁護士会で経験を積んだ弁護士が流入することは、弁護士同士の刺激になる。地縁のない任期付

勤務の弁護士は、相談内容によってはしがらみなく相談しやすく、弁護士にも利益相反を回避しうる利点がある。しかし、地域に定着する弁護士が増えることは市民の安心感につながることは間違いなく、どのようにしてその定着を促すかが課題として残る。

環境の整備も、弁護士過疎を解消するにあたり重要である。青森県内には、裁判官、検察官の人数も限られており、弁護士のみならず司法全体が過疎の状態にある。青森地方裁判所十和田支部と五所川原支部は、裁判官が常駐しないため、開廷日が限られ、急を要する案件への対処が遅れうる。弁護士に対するヒアリングでは、法律の話をする相手が少ない、法律文献を入手しにくい、取り扱う事件の種類が大都市に比べて少ない、高等教育や医療体制が十分ではない、といった定着をためらう悩みをよく耳にした。北東北には法学部のある大学も法科大学院も存在せず、地域で弁護士を養成しうる制度作りも望まれる。

司法制度改革を経て司法試験合格者が増大し、弁護士の人数が増えるなか、弁護士の「質の低下」が懸念されている。質の低下が起こっていると仮定して、大都市で就職できずに地方へ流れてくるようになれば、地方全体の法曹の質の低下につながりかねない。法科大学院制度も、設置校数を限定することなく、司法試験や司法修習との関係が整理されずにスタートしたことなど、批判が後を絶たない。法曹の質の担保と向上が要請されるどころ、そもそも法曹の「質」の中身は何かも、法知識、人格、依頼者への対応等を含めて、多角的に問われるべきであろう。

また、青森県民は、弁護士がどこにいるのか、弁護士に相談すべき問題は何なのか、弁護士に相談し依頼するといくらお金がかかるのか、そもそも十分に認識していない傾向にある。近年、青森県を含めた地方の弁護士業務の多くは債務整理であると言って過言でない。貸金業法の改正によりグレーゾーン金利が廃止され、今後クレサラ問題は減少すると推測され、弁護士にとって新たな法的ニーズの開拓が必要不可欠と言われている。この機会に、いわば埋もれている法的問題を発見し、その解決をはかることが、青森県の問題の適法な解決に資するであろう。市民に伝えられるべき情報量は、圧倒的に足りていない。法的問題と弁護士ないし法律事務所に関する情報提供の方法としては、広告の活用、ウェブサイトの作成と、大学はもちろん小中高校からの法教育の充実が考えられる。

おわりに

本論文では、青森県における弁護士過疎解消の方法を論じた。調査検討を通じて、弁護士過疎・偏在の問題は、司法全体および社会全体に起因することが分かった。弁護士過疎問題は、全国および青森県内の弁護士数増加により、地域により多寡はあるが、少しずつ解消に向かいつつある。しかし、県内の地域偏在など、その根本的解決は容易でないことは明らかで、地方での人材育成、弁護士の質、法教育その他、今後の課題は山積している。

法とは、私たちの生活から遠いもののように思われがちであるが、実は日常の売買契約、借金、不動産の賃貸借や家族関係などの様々な場面に深く関わるとても身近なものである。法の支配の下で、本来、私たちの権利は住んでいる地域を問わず一律に保障される。しかし、実際には、時や場所により、それが貫徹されないことがある。国民として保障されるべき当然の権利を守るための手段として、弁護士をはじめとする法律専門家が地域を問わず必要不可欠なことは、銘記されるべきである。そして、私たちもまた、必要な場合には、法、法律専門家や裁判を、持て余すことなく有効に活用していくことが求められている。